

# 金融円滑化に向けた取り組みについて

あづみ農業協同組合  
(平成22年1月29日)

当JA(代表理事組合長 千國 茂)は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、下記のとおり、金融円滑化にかかる取り組みの基本方針を制定し、取り組み体制を強化いたしました。

当JAでは、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等により一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

## 1. 金融円滑化にかかる基本方針

### 【金融円滑化にかかる基本方針】

当JAあづみ(組合長 千國 茂)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

①当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの事業の状況や財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。

②当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的、かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みを支援できるよう努めます。  
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。

③当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めます。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

④当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合

わせ、相談、及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。

⑤当JAは、お客さまからの貸付条件の変更等の相談・申込みにかかる検討にあたっては、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。

⑥当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を新たに整備いたしております。

具体的には、

(1) 組合長以下、常勤理事部長支所長を構成員とする「JAあづみ 経営総合リスク管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し組織横断的に協議します。

(2) 金融共済事業部担当常勤理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 融資担当部署の存する各支所等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

⑦当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 2. 金融円滑化の実施に向けた体制の強化

当JAは、本方針を適切に実施するため、以下のとおり体制を強化しております。

(1) 適切な金融円滑化管理態勢を確立するため、金融円滑化管理規程を策定いたしました。

(2) お客さまからの相談等に対して迅速かつ適切に対応するため、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者・金融円滑化管理責任部署を設置し、金融円滑化に向けた体制を強化いたしました。

(3) 金融円滑化に関する役職員の教育・研修等の実施により資質向上に努めます。

## 3. 金融円滑化にかかる相談ならびに苦情受付窓口の設置

以下の本支所の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

相談窓口	実施日	実施時間	電話番号
本所 融資課	平日	9:00～17:00	0263-72-3328
有明出張所 金融課	平日	9:00～17:00	0263-83-2211
穂高支所 金融課	平日	9:00～17:00	0263-82-3115
堀金支所 金融課	平日	9:00～17:00	0263-72-2910
豊科支所 金融課	平日	9:00～17:00	0263-72-2840
三郷支所 金融課	平日	9:00～17:00	0263-77-2066
梓川支所 金融課	平日	9:00～17:00	0263-78-3022

※ご相談にあたっては、各相談窓口にご来店ください。また電話相談もお受けいたします。

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、金融共済事業部および各担当部署にてお受けいたします。

苦情相談窓口 TEL 0263-72-3328 (金融共済事業部)

#### 4. 中小企業者等の事業改善または再生のための支援にかかる体制

金融円滑化責任部署(本所金融共済事業部)を中心に関連部署とも連携を取り、経営改善または再生のための支援について真摯に取り組むとともに、役職員の資質向上に努めます。

#### 5. 金融円滑化への取り組み状況等

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第7条第1項に規定されている説明書類について以下のとおり公表いたします。

平成22年3月末における取り組み状況等  
平成23年9月末における取り組み状況等  
平成23年3月末における取り組み状況等  
平成23年9月末における取り組み状況等  
平成24年3月末における取り組み状況等  
平成24年9月末における取り組み状況等  
平成25年3月末における取り組み状況等  
平成25年9月末における取り組み状況等  
平成26年3月末における取り組み状況等

## 6. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための体制整備を実施いたしました。

当JAは、今後、お客様と補償契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

■本ガイドラインの詳細については、全国銀行協会または日本商工会議所のHPをご参照ください。

全国銀行協会

日本商工会議所